

町民の声への対応状況

平成30年3月受付分

受付月日	項目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
3月1日	勤務時間の延長及び税金等のコンビニ納付について	通常は勤務終了が5時のため、6時まで窓口だけを開けてほしい。税金、料金の納付が、銀行・役場だと時間内に間に合わない。コンビニ納付が出来れば、いつでも支払うことが出来るが。	ご意見ありがとうございます。 始めに、勤務時間の延長についてですが、次の二つの点で原則、困難と回答させていただきます。 (一) 職員の勤務時間については、規則にて、午前8時30分から午後5時15分と定めていること。 (二) 庁舎管理について、午前8時開錠、午後5時45分施錠と定めていること。 しかしながら、窓口業務（証明等の交付）については、事前に電話で連絡をいただければ、申請書と代金に引き替えて、本人確認後に時間外交付を行っていますので、ご利用下さい。 また窓口支払いの要望があれば、30分程度の待ちであれば現在でも対応しております。 次にコンビニ納付の件についてですが、各税、保険料のお支払いは口座振替のほか、コンビニ納付も可能ですので、ご利用下さい。 しかしながら、水道料金、下水道使用料に	総務課（及び税務課・住民生活課・地域整備課・出納室）

			つきましては、コンビニ収納を行っていませんので、口座振替の活用をお願いします。	
3月6日	学童クラブ（放課後児童クラブ）の入級説明会について	30年度、小学校へ入学する保護者です。 学童クラブの申し込み書が届いたのですが、北栄町の学童クラブがどんなシステムで、どういう職員（責任者）がいるのか、利用にあたってのきまり事や、長期休暇、放課後の利用の仕方、おやつはどうなのかなど、内容がほとんど分からない状況で申し込み書を役場へ・・・というシステムがありえない。 周りの市町村は、入学説明会時に学校へ出向かれて説明をされたりしています。 利用希望だけの方の説明会だけで良いと考えておられるのであれば、来年度以降、その考えを改めた方が良くと思います。子育て支援が充実していない町には子育て世代は定住しません。	以前は、小学校の入学説明会において放課後児童クラブの説明をしていましたが、スケジュールの都合上、時間も十分に取れませんし、「保護者が仕事などで昼間家庭にいない家庭」が入級の対象で、全員が対象ではない、入級を希望しない方には、放課後児童クラブのシステムや決まりごと、利用の仕方などの説明は不要と判断し、『放課後児童クラブ児童募集のご案内』のチラシと「入級申込書」の送付に変更したものです。 ご意見を踏まえ、来年度は、放課後児童クラブの内容が保護者の皆様にご理解いただけるよう工夫をしたいと思います。ご意見ありがとうございました。	教育総務課

3月26日	個人情報の取り扱いについて	北栄町の町長はじめ職員の皆様、町のため努力してくださり、ありがとうございます。 ちょっとした要望なんです、個人情報の取り扱いについて、少し配慮をお願いしたいです。 以前「差し上げます（ゆずります・ゆずってください）」にあるものを出し、ある方がもらってくださることになりました。役場からその品物をとりにいかれます、と連絡がありました。私としては、先にお知らせくだされば持っていったのですが、見知らぬ人に来れるのは嫌です。 最近では女性、老人の一人暮らし、昼間は留守がちとか、犯罪があり注意が必要です。間もなく一部の業務を外部の人に委託するようになるそうですが、心配です。	「ゆずります・ゆずってください」のコーナーは、あらかじめ譲渡希望の方へ連絡先を伝えることに同意いただいた上で、お取引については当事者同士にお任せしご利用いただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ご心配の役場業務のうち一部を新たに外部委託するものは、大栄庁舎の窓口業務と定型的に行っている庶務業務です。 委託する業者に対しては、個人情報の保護対応として、法令や町の個人情報保護条例を遵守していただきます。また、制服や名札を着用していただき、あいさつや接客を徹底することで、町民の皆さんに安心していただける仕組みを作ってまいります。	住民生活課 企画財政課
3月30日	返納後の運転免許証を本人確認書類とすることについて	私は昨年12月に運転免許証を返納いたしました。そのとき担当の人は、「この穴のあいた免許証でも市町村の窓口で身分を証明するものとして使えますよ。」と言われました。また、今年2月の確定申告のとき担当の人は、「これは写真もついているし、身分を証明するものとして使えます。」と言われました。	戸籍謄本等の証明書を交付請求される際には、請求者の特定確認のため、「本人確認書類」をご提示いただく必要があります。このときの本人確認書類は、請求の時点において、有効なものでなければならぬとされています。 このため、ご相談者様が返納された運転免	住民生活課

		その後、町役場で戸籍抄本をとろうとしたとき、「これはだめです。」と言われました。写真もついているし、記載内容にも変更がないので、身分を証明するものとして認めても良いのではないかと思います。	許証は、記載内容等に変更がなくても、本人確認書類にはなりません。 なお、運転免許証を自主返納された方につきましては、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）が、本人確認書類として認められています。 また、本人確認書類をお持ちでない方につきましては、交付請求された証明書の内容等の聞き取りにより、請求者の特定確認とすることも出来ますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	
--	--	---	--	--